

クラブ規約

(クラブ名称)

KAZ' s AC

(カッツアスレチッククラブ)

(所在地)

島根県松江市東出雲町下意東 1082-1

(活動拠点)

この団体は松江市営運動公園陸上競技場を活動拠点とする。

(目的)

この団体は島根県を本拠地とし、地域の青少年の健全な育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与すること、また、陸上競技の指導を中心として運動技能の向上や体力の増進を図るとともに生涯スポーツの基礎を築くことを目的とする。さらに、こどもたちに運動することの楽しさを経験させることで、積極的にスポーツに親しむこころの育成を図る。またスポーツを通じて、スポーツマンシップの精神を育成していく。

(事業)

本クラブは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 陸上競技の技術の向上を中心とした練習、トレーニングを実施していく。
- ② 陸上競技大会や記録会への参加を勧める。
- ③ その他、目的達成に関わる活動を積極的に取り入れていく。

(活動曜日および時間)

毎週日曜日と、木曜日のうち月6回

平日 18時30分～20時

日曜日 9時30分～11時00分

- ① 施設の使用状況、スタッフの参加状況によって活動日、活動場所、時間の変更が行われる場合がある。
- ② 活動場所、時間は活動月の前月下旬にホームページに掲載する。

(荒天時および緊急時の活動休止について)

- ① 荒天により活動実施が困難と考えられる場合は活動を休止する。
- ② 疾病が流行中の時期など集団活動によって感染拡大の危険がある場合は、活動を緊急休止とする。
- ③ 災害発生時、活動の継続が困難な場合は活動を緊急休止とする。
- ④ 災害発生時、疾病流行中の緊急活動中止期間中の会費は返金しない。

(構成員)

この団体の構成員はK A Z' s A Cに在籍する会員をもって組織する。

(役員)

この団体は次の役員を置く。

代表者 石倉 一希 (開星中学校・高等学校)

監督 加地 真 (松江市立第四中学校)

コーチ その他支援コーチ

(本クラブへの入会資格)

本クラブに入会を希望する者(以下「入会希望者」という。)は、以下の各号に記載するすべての条件を満たしていなければならない。なお、入会希望者が未成年者である場合は、入会希望者の保護者においても条件を満たさなければならない。

- ① 本クラブの趣旨に賛同し、本規約および本クラブが定めるその他の規則を遵守できる者。
- ② 医師から激しい運動を禁じられていない健康状態にある者。
- ③ 会員は小学1年生から高校生の児童生徒を中心とする。
 - ④ 入会希望者が未成年者である場合は、その保護者が本クラブへの入会およびプログラムへの参加に同意している者。

(会費)

会員は、本クラブに対し、別に定める入会金および月会費(消費税等相当額を含む。以下「会費」という。)を支払わなくてはならない。

(活動の継続)

会員は年度末に、次年度の活動継続の届を出す。

(退会)

- ① 会員は退会届を出して任意に退会することができる。
- ② 本クラブは、活動継続の届を出さず、会費や保険料の納入がない者に対して、退会したものとして扱うことができる。

(会費の不返納)

本クラブは、会員が一旦納入した入会金、月会費は、次に該当する場合を除いて理由の如何を問わず返金しないものとする。

プログラムの開講が中止された場合であって、暦月(毎月1日から末日まで)1ヶ月の間、プログラムが開講されなかった場合(開講日の変更により、別の月に開講日が振り替えられた場合は本号に該当しない)。

(会員の義務)

会員は、お互いに健康かつ安全に運動に取り組めるように以下の項目に定める内容を守らなくてはならない。

- ① 会員は、いかなる場合においても他の会員を傷つけてはならない。
- ② 会員は、クラブ活動に利用する施設、物品を安全に、秩序を守り使用しなくてはならない。会員が未成年者のため、その保護者は会員に対しその利用する施設、物品を安全に、秩序を守り使用させる義務を有する。クラブ活動およびその前後において、施設や物品を破損させた場合、会員とその保護者は、その損害を賠償する責任を有する。

(事故の責任等)

- ① 会員においてプログラム参加中または本クラブ施設の利用中に人的または物的事故が生じた場合、本クラブは、本クラブに重大な過失がある場合を除いて一切の損害賠償責任を負わないものとする。
- ② 本クラブは、会員に対してスポーツ安全協会の傷害保険を付保するものとする。会員においてプログラム参加中に傷害が発生した場合は、同傷害保険に基づく保障が行われるものとする。